安中都市計画原案の説明会
（都市計画道路の変更）

令和8年10月30日
まちづくり部都市計画課

安中市

注意事項

説明会の実施にあたり、市役所の職員が

- 会場の写真撮影
- 説明や質疑の録音

を行います。予めご了承ください。

本日の説明会について

- **説明会の目的**
 - 都市計画道路の変更案について、皆様の理解を深めること
 - 今後の進め方について共有すること

- **説明の流れ**
 - 都市計画道路の見直しの経緯
 - 都市計画道路の必要性の再検証
 - 都市計画道路の変更内容
 - 今後の都市計画の手続き

都市計画道路の見直しの経緯

都市計画道路の見直しの経緯

- 「都市計画道路」の役割

都市活動を支え、生活者の利便性向上、良好な都市環境を確保する

交通機能

- 円滑な移動を確保
- 物資の移動を支える

空間機能

- 景観や街路樹の整備
- 防災・ライフラインの収容

市街地形成機能

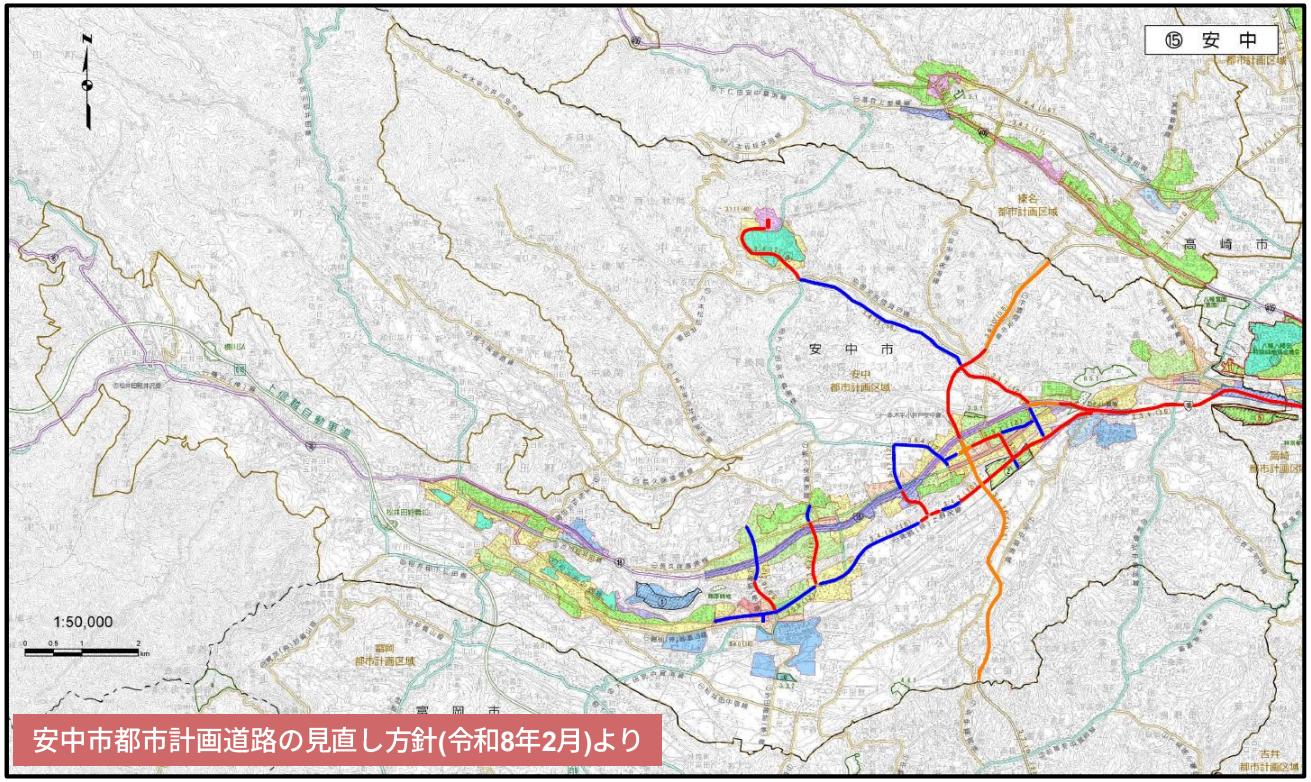
- 都市の骨格を形成
- 都市づくりを誘導

都市計画道路区域内は
建築行為に制限を受ける
（都市計画法第53・54条）

建築可能な建物(例)

- 階数が２以下かつ地階を有しない
- 容易に移転・除却できる
- 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造

都市計画道路の見直しの経緯



安中市都市計画道路の見直し方針(令和8年2月)より

決定状況	16路線	37.07Km

事業化率	完了率
69.0%	49.5%

全線改良済　：　２路線
一部未改良　：　１０路線
全線未改良　：　４路線

都市計画道路の必要性の再検証

都市計画道路の必要性の再検証

群馬県都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）

▶

令和８年２月
安中市都市計画道路の見直し方針

1 **基本整理**
都市将来像との整合・検討対象路線の整理

2 **路線の検証・評価**
路線の必要性、実現性の検証・総合評価

3 **道路ネットワークの検証**
将来道路交通需要予測

4 **存続・変更・廃止に区分**

都市計画道路の必要性の再検証

全線改良見込みの 国道18号線 南北中央幹線 を除く

全線改良済	：	２路線
一部未改良	：	１０路線
全線未改良	：	４路線

１２路線が見直し対象

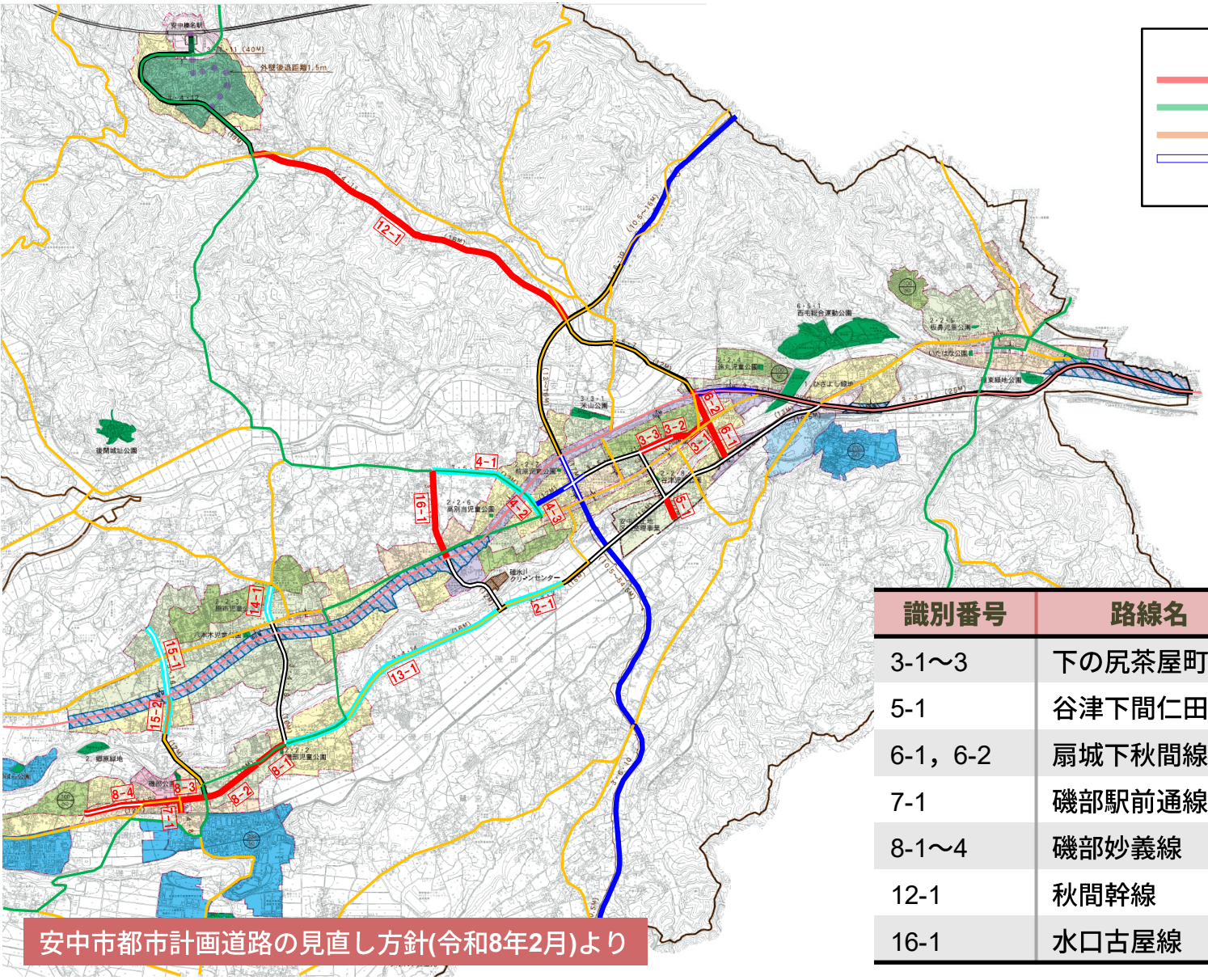
STEP1 上位計画等の**位置づけ**に変化があるか

STEP2 計画時と比較した際**評価が下がっているか**

STEP3 **代替路線**があるか



都市計画道路の必要性の再検証(見直し結果)



識別番号	路線名	区分
3-1～3	下の尻茶屋町線	未整備区間廃止
5-1	谷津下間仁田線	全線廃止
6-1，6-2	扇城下秋間線	未整備区間廃止
7-1	磯部駅前通線	全線廃止
8-1～4	磯部妙義線	全線廃止
12-1	秋間幹線	全線廃止
16-1	水口古屋線	未整備区間廃止

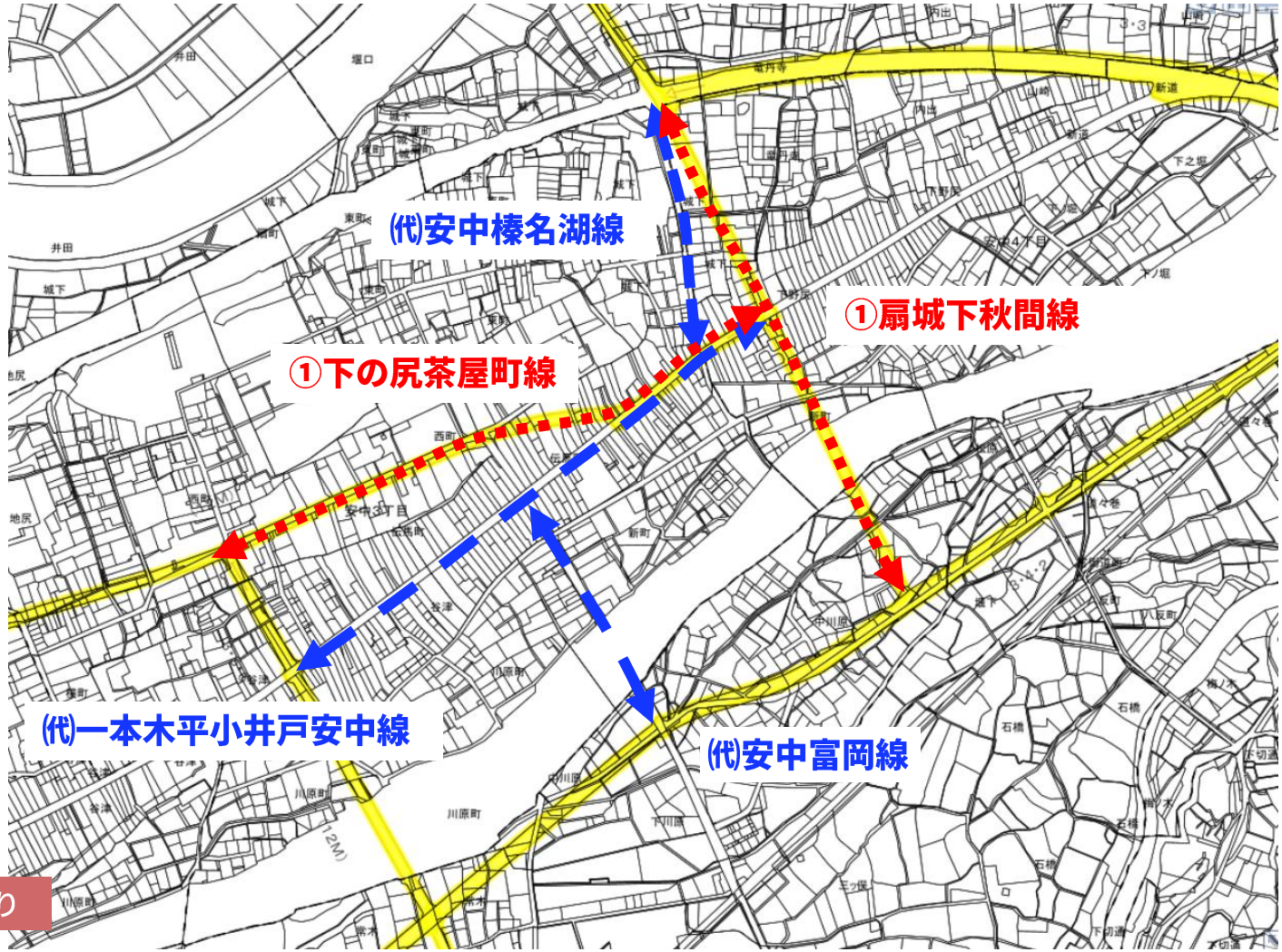
安中市都市計画道路の見直し方針(令和8年2月)より

都市計画道路の変更内容

都市計画道路の変更内容

①下の尻茶屋町線（市決定）　②扇城下秋間線（県決定）

代替路線が存在する⇒ 廃止

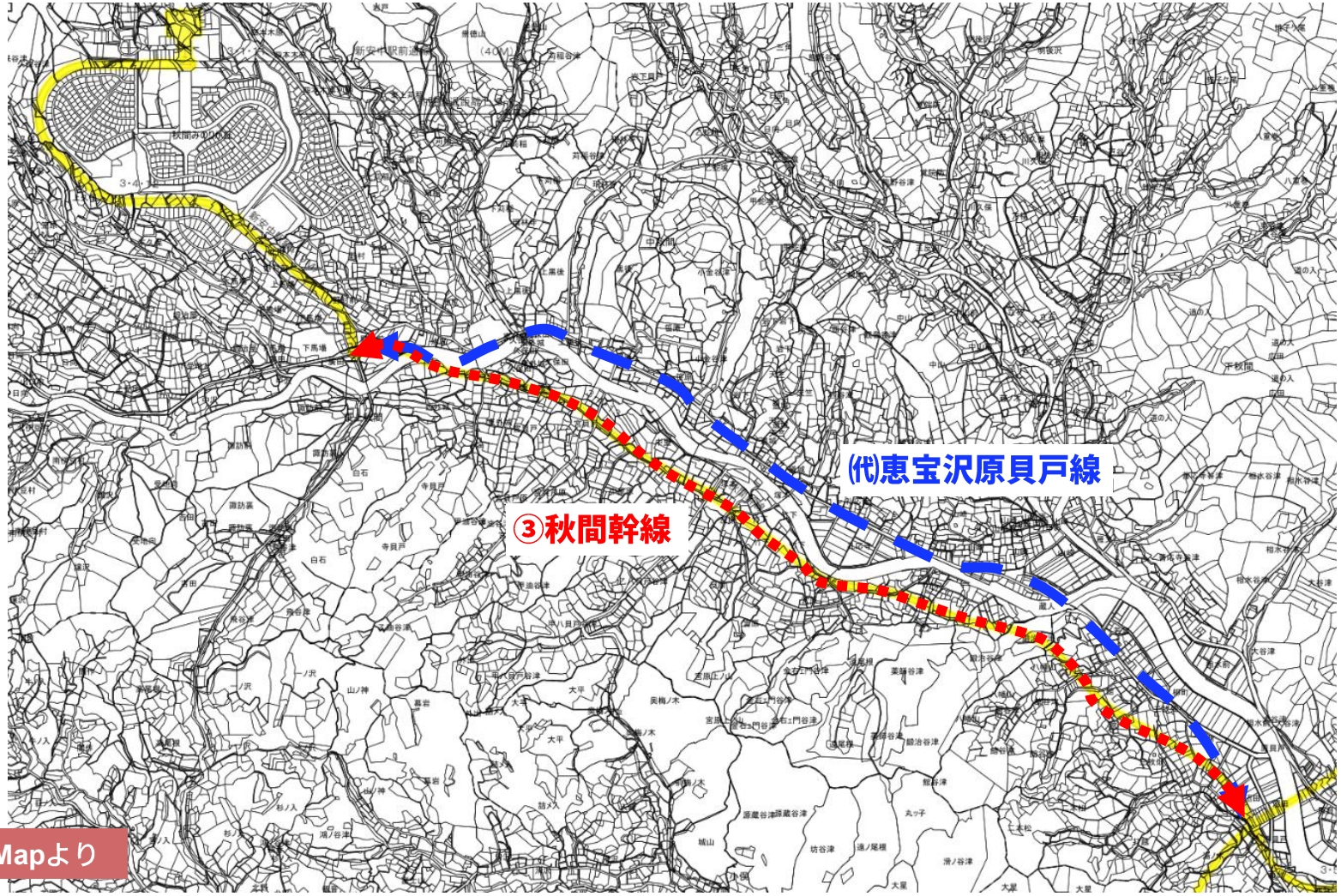


AiMapより

都市計画道路の変更内容

③秋間幹線（県決定）

必要性の検証における評価が低下している⇒ 廃止

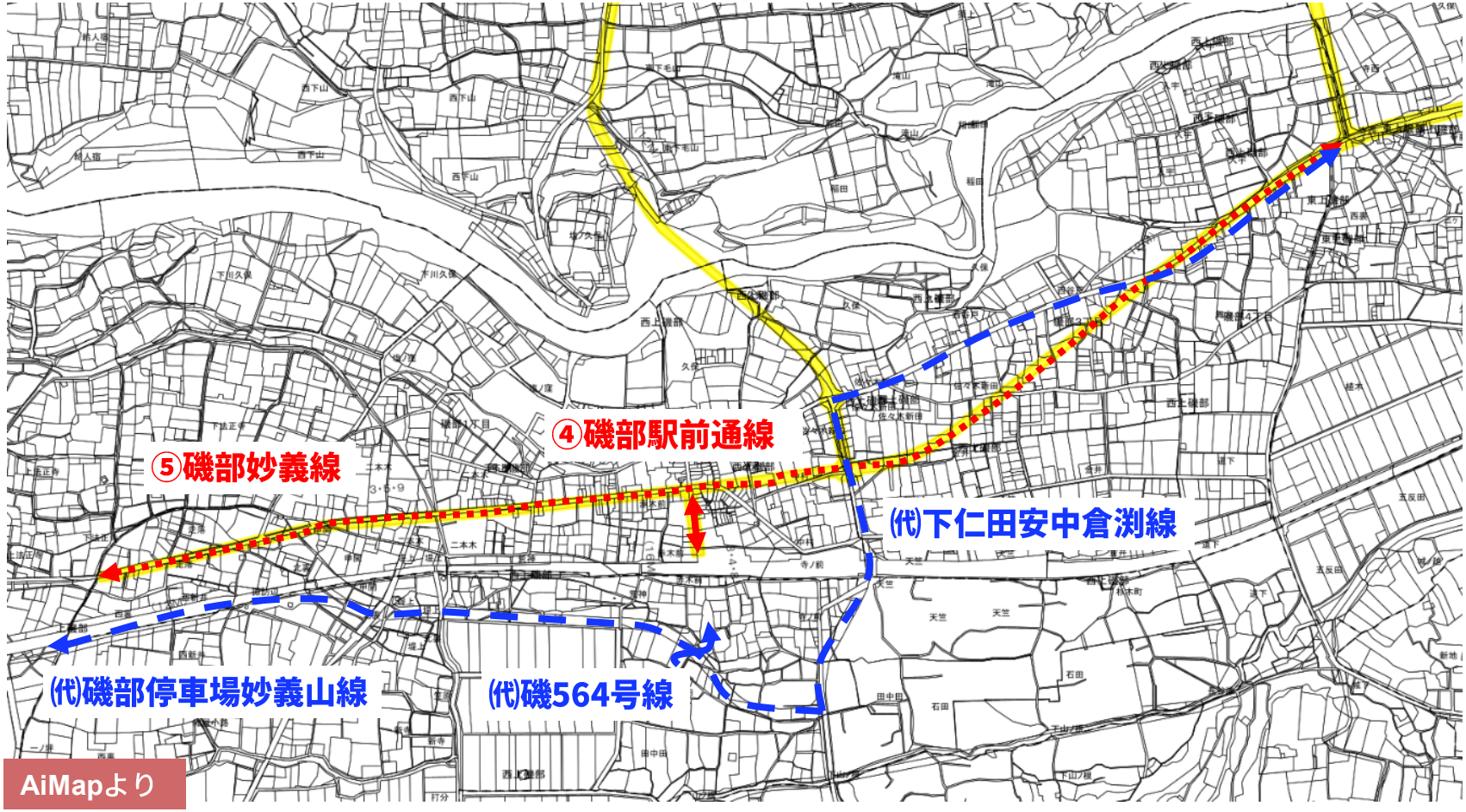


AiMapより

都市計画道路の変更内容

④磯部駅前通線（県決定）　⑤磯部妙義線（県決定）

代替路線が存在する⇒ 廃止



都市計画道路の変更内容

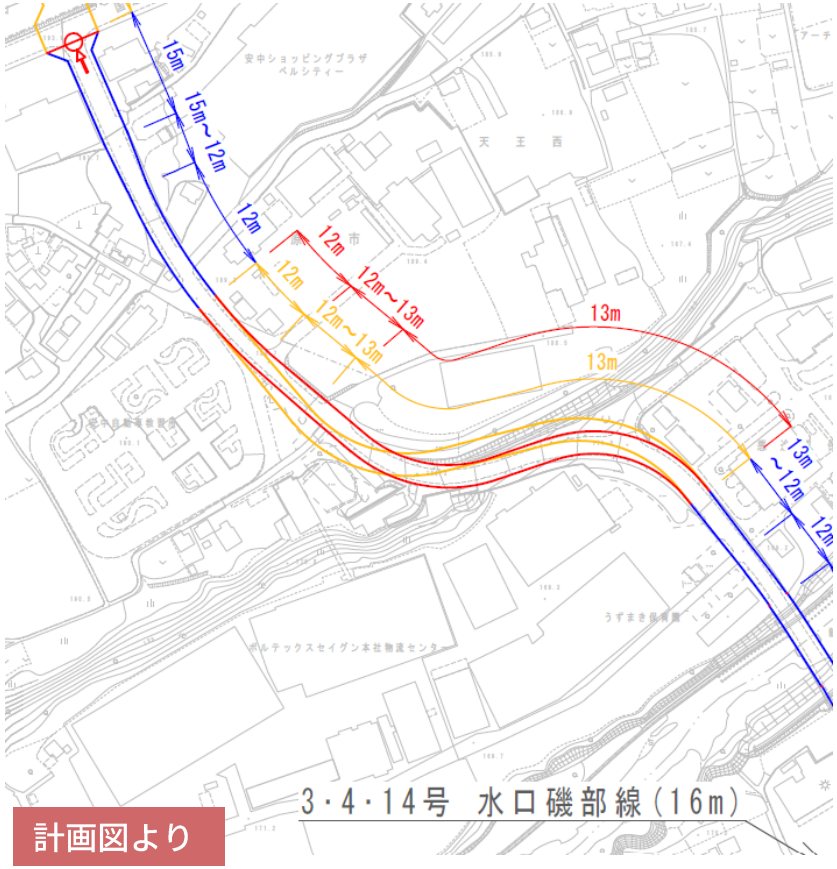
⑥水口古屋線（市決定）

必要性の検証における評価が低下している⇒ 廃止



AiMapより

形状を現道に合うように変更
（赤：変更後　黄：変更前）

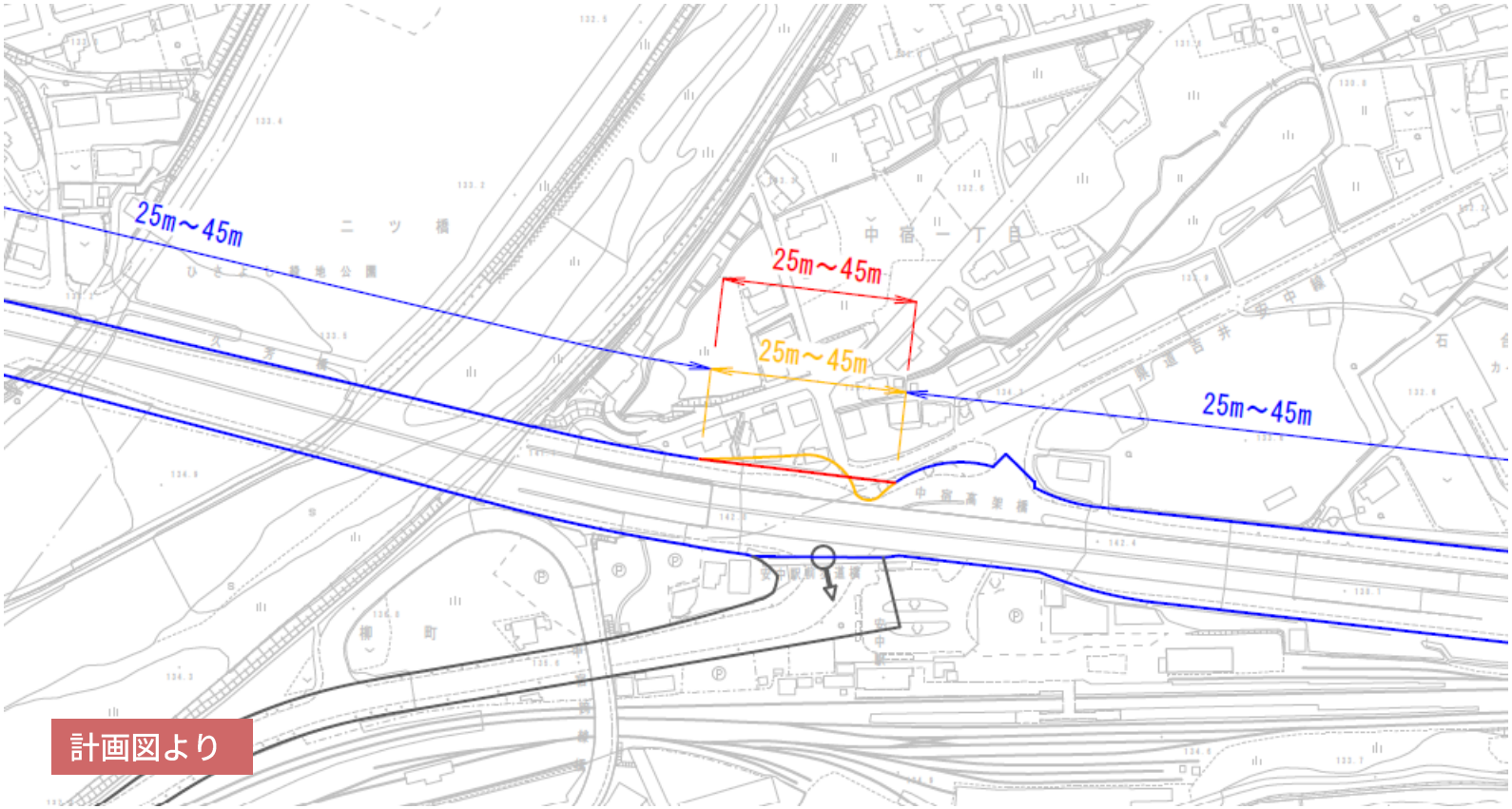


計画図より

都市計画道路の変更内容

（一部変更）国道１８号線（県決定）

形状を現道に合うように変更（赤：変更後　黄：変更前）



計画図より

都市計画道路の変更による影響

道路の廃止による変化

地権者

- 建築制限を受けなくなる（法第53条）
 ※告示の日以降に適用
- 立ち退き等の必要がなくなる

道路

- 現道がある場合、維持管理を行い
 必要に応じて改良する

今後の都市計画の手続き

今後の都市計画の手続き

説明会
本日

閲覧期間
11/20～12/4

公聴会
12/21

11月　12月

案の決定
12～1月ごろ

縦覧期間
1/26～2/9

2027年1月　2月

都市計画審議会
2月・3月

告示
令和9年4月

3月　4月

今後の都市計画の手続き

閲覧期間のご案内

場所

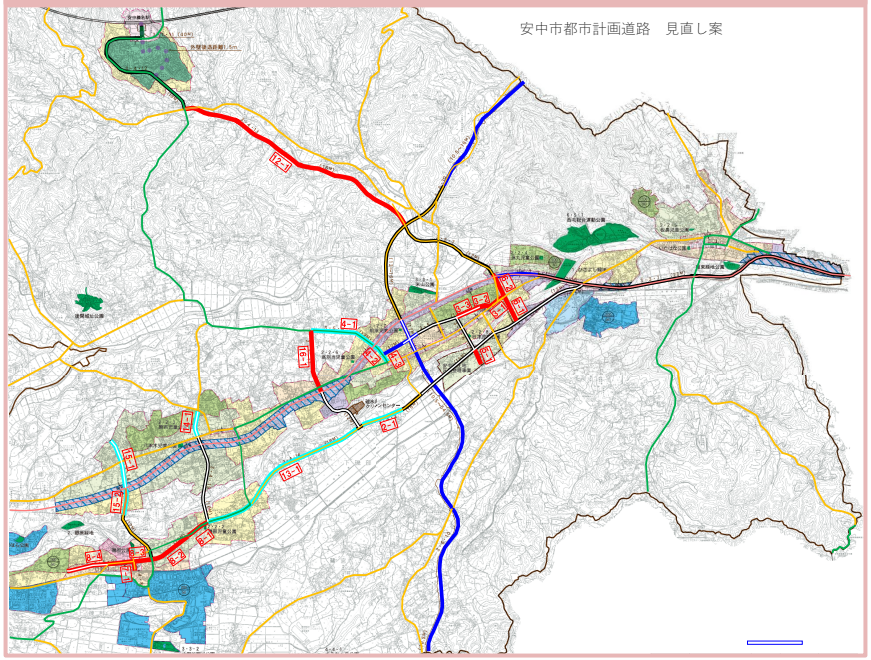
- 安中市役所　本庁　都市計画課
- 安中市役所　松井田支所　松井田振興課土木係
- 群馬県庁　都市計画課　※県決定のみ
- 安中土木事務所　※県決定のみ

日時

- 11月20日（金）から12月4日（金）
 ※土・日・祝日を除く
- 午前8時30分～午後5時15分

本日のまとめ

見直し案（全体）



変更路線

全線廃止：磯部駅前通線
磯部妙義線
秋間幹線

一部廃止：下の尻茶屋町線
扇城下秋間線
水口古屋線

一部変更：国道18号線
磯部温泉郷原線

説明の概要

1．決定から長期にわたって未着手となっていた計画道路を見直し・廃止します

➢全線廃止が３路線、未整備区間廃止が３路線、一部変更が２路線の計８路線に変更があります

2．廃止決定により既存の道路が機能を失うわけではありません

3．廃止区域内に土地を所有している場合、都市計画法第53条による建築制限が解除されます

4．令和９年４月中旬を都市計画の決定告示の目標期日としています

➢案の詳細については11月20日から２週間の閲覧期間にご確認いただけます

ご清聴ありがとうございました

令和8年10月
安中市まちづくり部都市計画課

お問い合わせ先：安中市役所まちづくり部都市計画課
住所：〒379-0192　群馬県安中市安中2丁目13-7（新庁舎2階）
電話番号：027-382-1111（代表）　E-mail：toshikeikaku@city.annaka.lg.jp